



平成電電

平成18年4月18日
平成電電株式会社

民事再生手続廃止及び保全管理命令のお知らせ

平素より、弊社の電気通信サービスをご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、平成18年4月18日、東京地方裁判所より民事再生手続廃止決定及び保全管理命令を受けました。

今後、弊社の事業及び資産については、保全管理命令により選任された保全管理人の下で管理されることとなります。保全管理人の住所氏名は以下のとおりです。

お客様にご利用いただいている「CHOKKA」、「電光石火」等の電気通信サービスの今後のご利用については、あらためて、本ホームページでお知らせいたします。

お客様に対しましては、多大なご心配をお掛けしますことを心よりお詫び申し上げます。

< 保全管理人の連絡先 >
東京都渋谷区広尾1丁目1番39号
平成電電株式会社 保全管理人室
弁護士 河野 玄逸 (こうの げんいつ)